

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

8. 会議の経過

令和7年6月16日（月）午前9時59分開議

○委員長（内田美恵子君） ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

本日は、今定例会において付託されました議案9件について審査いたします。

これより議案について審査いたします。

議案第2号、我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） それでは、議案第2号、我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書17ページをお開きください。

初めに提案理由です。

受給者の利便性の向上のため、受給券に代えて、マイナンバーカードを医療機関の窓口に表示することによっても重度障害者医療費の支給を受けることができることとするため提案するものです。

議案書の19ページをお開きください。

当市は、マイナンバーカードと医療費助成受給者証の一元化を進め、受給者の利便性の向上を図るため、令和6年度に国が公募した地方単独医療費助成制度に関する電子資格確認事業の先行実施団体として参入しました。このことにより、受診の際、県内の医療に関する現物給付の取扱いに関する契約を締結している保険医療機関等の受付でマイナンバーカードを表示することで、保険医療機関等が重度医療費助成の資格情報を確認することが可能となり、受給券の提示が不要となることから、第6条支給の方法の第1項、第2項及び第4項第1号の規定を改正するものです。

また、併せて第3条第1項第3号中の条文中の文言を整備します。

なお、現時点で市が把握している対応可能な医療機関は、病院が2件、歯科医院が9件、調剤薬局が7件となっています。

この条例改正につきましては、公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（島田安子君） おはようございます。

では、最初に、この議案第2号についてちょっと質問をさせていただきます。

この議案の中にあります重度障害者の対象の方たちというか、人数は我孫子市としてはどれくらいいらっしゃるか、まず、お聞かせください。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） 重度医療の対象者数は、令和7年5月末時点で2,180

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

人となります。

○委員（島田安子君）　ありがとうございました。

この提案理由の中に、「受給券に代えて」ということで説明がございました。重度障害者の方の医療に限らず、マイナンバーカードへの移行になっているわけなんですけれども、このマイナンバーカードができることによって、この受給券はどのようになりますでしょうか。先ほどの御説明の中に、保健医療機関が全てできるというか、マイナンバーカードでできるわけではないという御説明がありましたけれども、この受給券に関してはどのようになりますでしょうか。お願いいたします。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君）　従来の受給券も引き続き発行してまいります。マイナンバーカードへの移行につきましては、受給者が併せて医療機関もスムーズに移行できるように、周知活動や支援を行いながら進めてまいります。

○委員（島田安子君）　そうなりますとマイナンバーカードでいいですよという方にも、受給券が配られるということで間違いないのでしょうか。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君）　おっしゃるとおりです。

○委員（島田安子君）　分かりました。ありがとうございました。

○委員（岩井康君）　今の島田委員からの質問ともかぶりますけれども、「受給券に代えて」というふうな文言になっていますけれども、マイナンバーカードがなくても、これまでどおりの受診は受けれるわけですね。その点、まず、お聞きしたいと思います。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君）　これまでどおりの運用も可能としておりまして、併せてマイナンバーカードのみでの提示でも受診が可能となるようにしております。

○委員（岩井康君）　ありがとうございました。

それで、マイナンバーカードを提示するということによって、いわゆる患者さんがプラスになるのか、それとも医療機関がプラスになっていくのか、いい方向に行くのか。このあたりはどうなんでしょうか。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君）　患者さんに関しましては、マイナンバーカードのみでの受診になりますので、提示するものが少なくなるという利点があります。

医療機関につきましては、同じく受給券を確認しなくてもマイナンバーカードで資格情報が確認できるということで、そちらの医療事務の手間も省けると想定しております。

○委員（岩井康君）　ありがとうございます。

そうしますと、受給券とマイナンバーカードの2枚を持っているということになりますよね。

もう一方で、医療機関はマイナンバーカードを活用することによってスムーズにといいますか、これまでよりもスムーズになっていくというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） お見込みのとおり想定しております。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

そうしますと、患者さんのほうが2枚を持たなきゃならないというふうになります。1枚でもいいんでしょうけれども。ですからそういったことが付加されていくというふうに捉えていいんでしょうか。

○障害者支援課長（竹井智人君） 一応、こちら、今回の改正は、利用者さんの利便性の向上ということで改正することとしております。なので、例えば全ての方にマイナンバーカードだけでできしまえばいいのですが、必ずしもマイナンバーカードだけじゃなくて、使えない医療機関もございますし、また、紙の受給券のほうが使いやすいという方もいらっしゃると思いますので、利用者さんの選択肢を増やすという意味で、こちらマイナンバーカードと紙の受給券、両方で対応できるように、こちらは努めていきたいと考えております。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

議案第3号、我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○介護保険室長（茅野強君） 議案第3号、我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の21ページをお開きください。

初めに提案理由です。

栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずに管理栄養士になることが可能となったことを受け、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことから、条文を整備するため提案するものです。

議案書の24ページをお開きください。

第151条第13項中、「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加えるとの条文の改正と、併せて条文の整理を行うものです。

この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第３号に対する質疑を打ち切ります。

議案第４号、我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○子ども支援課主幹（高橋晃君） 議案第４号、我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の２６ページを御覧ください。

提案理由は、受給者の利便性の向上のため、受給券に代えてマイナンバーカード医療機関の窓口に提示することによってもひとり親家庭等の医療費の助成を受けることができることとするため提案するものです。

改正内容につきましては、議案第２号の重度障害者医療費と同様になります。これによりひとり親家庭などの医療費助成も保健医療機関でマイナンバーカードを提示することで、受給券の提示が不要になります。

議案書の２７、２８ページを御覧ください。

議案第２号の重度障害者医療費の改正と同様に、本条例についても第６条において、受給資格者であることを確認するための方法として、受給券の提示またはマイナンバーカードによる電子資格確認に準ずる方法と改めるものです。

第３条につきましては、条文を整理するものです。

この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第４号に対する質疑を打ち切ります。

議案第５号、我孫子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○子ども支援課主幹（高橋晃君） 議案第５号、我孫子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の３０ページを御覧ください。

提案理由は、子ども総合計画の名称の表記を改めたことから条文を整理するとともに、会議に広く多様な意見を取り入れるため、委員の定数を増員し、委員に若者を加えるため提案するものです。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

改正の内容につきましては、議案書の31ページを御覧ください。

令和7年度を始期とする第五次我孫子市子ども総合計画（令和7年3月策定）は、子ども基本法第10条に基づき「市町村子ども計画」として策定され、計画の名称が平仮名表記の「こども」となりました。そのため第2条は、計画の名称を平仮名表記の「こども」としたことに伴い、計画の名称を改めるものです。

第3条では、子どもや子育てに関する施策に対して広く多様な意見を聴取できるよう、学識経験を有する者、子ども関係団体に属する者、教育関係者、保育関係者、子どもの保護者、公募の市民で委員を組織することを定めています。このたび、子ども基本法や子ども大綱に基づき、子ども、若者の社会参画や意見反映を推進するため、さらに若者を加え委員を13人から15人以内に改めるものです。

その他の改正については、条文を整理するものです。

この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（甲斐俊光君） 御説明、ありがとうございます。

今回、若者を入れるというのと定員を13人から15人にしたということなんですけれども、18歳以上となると、じゃ、高校3年生、例えば選挙権のある方という高校3年生も選ばれる可能性があると考えてよろしいんでしょうか。

○子ども支援課主幹（高橋晃君） 18歳からという形になっておりますので、高校生でも委員になることは可能となっています。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

どういう方がなるのかというのは非常に気になる場所なんですけど、立候補ですとか、学校推薦だとか、もしくは大学推薦だとか、どのような選出の方法を考えていらっしゃいますでしょうか。

○子ども支援課主幹（高橋晃君） 市内在学・在住の大学生をターゲットとして、SNSやホームページのほうで周知を図ったり、あとは駅のポスター掲示のところにポスターを貼って、もちろん、ホームページのほうでも周知をして募りたいというふうに考えております。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

思いとしてはもう少し中学生ぐらいから入ってもいいのかと、小学生も1人ぐらい入ってもいいかなと思うんですけれども、そういう検討もされたんでしょうか。

○子ども支援課主幹（高橋晃君） 子どもからの意見聴取ということで、市内の小学校のほうにパネルアンケートのほうを設置しております。こちら順次設置しているんですけれども、こちらのほ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

うでシール方式のアンケートを募りまして、子どもの意見を募って会議に諮るということを検討しています。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第5号に対する質疑を打ち切ります。

議案第6号、我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○保育課長（石山達也君） 議案第6号、我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の33ページを御覧ください。

提案理由は、児童福祉法に基づく地域型保育事業の認可のための家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な場合における代替手段を定め、及び代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合における代替手段の要件の一部を改めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

34、35ページを御覧ください。

保育園との連携、第6条では、原則としてゼロから2歳児への保育を提供する家庭的保育事業や小規模保育事業、事業所内保育事業などを行う家庭的保育事業者等は、保育園や認定こども園などの教育保育施設よりも比較的小規模であることを踏まえ、35ページの第1号に記載の集団保育の提供などの保育内容支援、第2号は改正がないため略となっておりますが、職員が病気の場合などの代替保育の提供、第3号に記載の卒園後の受皿の確保について、保育園、幼稚園または認定こども園との連携によって適切に確保しなければならないと定められています。

このうち第1号の保育内容支援と第2号の代替保育について見直しが行われ、第1号の保育内容支援については、保育園、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とします。

また、第2項において、市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の保育内容支援を適用しないことができるものとします。

要件につきましては、36ページを御覧ください。

第1号では、家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

第2号のアでは、家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者のそれぞれの役割分担及び責任

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

の所在が明確化されていること。

同じく、イでは、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられることを挙げています。

また、第3項では、保育内容支援連携協力者を、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行うものと定義し、保育内容支援の実施に係る連携施設とすることが可能とします。

37ページを御覧ください。

代替保育に係る連携協力について、第4項第2号では、市長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることができるものとし

ます。

38ページを御覧ください。

附則、連携施設に関する経過措置、第3条に規定する連携施設の確保を命じる経過措置の期間については、令和12年3月31日まで5年延長されたため、「施行日から起算して10年を経過する日まで」としていたものを「15年を経過する日まで」とします。

その他の改正については条文を整備するものです。

この条例は、市議会での可決後、公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第6号に対する質疑を打ち切ります。

議案第7号、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○保育課長補佐（杉森敬規君） 議案第7号、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書の39ページを御覧ください。

本議案は、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い条例を改正するほか、条文を整備するため提案するものです。

42ページを御覧ください。

中段の第42条ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準においても、家庭的保育事業や小規模保育事業、事業所内保育事業などを行う特定地域型保育事業者に求

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

められる保育園、幼稚園または認定こども園との連携について定めています。

議案第6号と同じく、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力や連携施設確保に係る経過措置について改正が行われたことから当該基準を定める条例を改正するもので、改正の内容については議案第6号と同様ですので説明は省略させていただきます。

この条例は市議会での可決後、公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第7号に対する質疑を打ち切ります。

議案第13号、財産の取得（学習支援ソフトウェア）について、当局の説明を求めます。

○指導課長補佐（塚田悠平君） 議案第13号、財産の取得について御説明いたします。

議案書68、69ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

本議案は、全ての児童生徒が個別にコンピュータ端末を利用できる環境を活用し、AIを使用した個別最適な学習、ネットワークを使用した協働的な学習等を実現するための学習支援ソフトウェアを購入するため提案するものです。

取得する財産についてです。

取得する財産は、学習支援ソフトウェアの令和7年10月から令和10年3月までの2年6か月の使用権、延べ5万4,860ライセンスです。

取得価格は、システム環境の構築費用等も含め、2億426万1,200円となります。

取得先は、公募型プロポーザルにより選定したNECフィールディング株式会社、NECキャピタルソリューション株式会社、株式会社EDUCOMの3者で構成する第2次教育ICT基盤FILDG・NECAP・EDUCOMコンソーシアムです。

続いて、議案資料13ページを御覧ください。

取得する3つの学習支援ソフトウェアについて、それぞれ機能、ライセンス数及び取得価格を御説明いたします。

1つ目のソフトウェアは、ミライシードです。こちらは協働学習支援、AIドリル、CBTの機能を有しています。児童生徒用として、令和7年度は8,020、8年度は7,760、9年度は7,610ライセンスで、取得価格は1億1,767万5,360円となります。

2つ目のソフトウェアはTerraTalkです。こちらは中学校の英語4技能を学習するため

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

のものです。生徒用として、令和7年度は2,740、8年度は2,630、9年度は2,560ライセンス、教職員用として、それぞれの年度で50ライセンス、取得価格は3,617万1,300円となります。

3つ目のソフトウェア、スクールライフノートです。こちらは、学習eポータル、心の健康観察の機能を有しています。児童生徒用として、令和7年度は8,020、8年度は7,760、9年度は7,610ライセンスで、取得価格は2,737万2,312円となります。

そのほかに共通部分として、環境設定及び構築作業費用が2,304万2,228円となります。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（甲斐俊光君） 御説明、ありがとうございました。

私がやっぱり気になるのは、最初のミライシードさんのA IドリルアンドC B Tということなんですけれども、このA Iの使い方って、今、物すごくいろんな話題になっていまして、いいA Iもあれば、間違った答えを出すA Iだとか、A Iの使い過ぎによって考え方も落ちたりだとか、いろんな使い方があると思うんですけど、今回、このA Iドリルというのはどのような使い方をされるのでしょうか。

○指導課長補佐（中村昌博君） 今回のA Iについては、今、C h a t G P Tと言われている生成A Iというのではなく、学習状況について、その問題一つ一つについて合っているか合っていないかというものを判断し、子どもたちがここが分からないというものをA Iが判断して、その子の特性に合った問題を次に出してくれるというものになります。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

個々に今、生徒がパソコンを持っていると思うんですけど、そちらに全部入れ込んで、例えば授業中にやるだとか、宿題やるだとか、どういう状況を想定しているのでしょうか。

○指導課長補佐（中村昌博君） 御認識のとおりで、学習の時、授業中にも使うことを想定しておりますし、それ以外の朝学習等、また、宿題等でもA Iドリルを使うことを想定しております。

○委員（甲斐俊光君） あと、最近気になるのは、以前、パソコン導入時は結構、皆さん珍しいのか、よく使われていたんですけども、最近、使う先生と使わない先生の結構、格差も出てきて、どうなのかなと思うんですけど、これを機にまた、かなり使う頻度が多くなったりだとか、児童もどんどんそういうふうにA Iに慣れてきたりとか、そういうことを期待しているということでしょうか。

○指導課長補佐（中村昌博君） 学習に関して、子どもたちが今後はパソコンを文房具として、子どもたちが判断して紙で行うのか、パソコンを使って学習するのかなというのは、子どもたちが選択

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

できるようにもしていきたいとは思っております。

ただ、今回、学習ソフトウェアを更新するということで、先生方の学習状況の確認をしながら、取組状況を確認して、その都度、委員会のほうでもその取組について指導等をしていきたいと思っております。

○委員（甲斐俊光君） 要望ですけれども、私、別にA I入れるのは反対ではないんです。逆に、やっぱりA Iを使うか使いこなせないかということで、これから子どもの能力ですとか、もっと広い意味で言うと日本の発展だとか、そういう産業の振興にもつながるってこの間の新聞にも出ていたんですけれども。ですから、積極的に習いつつ自分のものにしていって、それを新たにまた知識にしてほしいなと思っておりますので、ぜひとも有効的に使っていただきたいと思うんです。かなりの大きな金額でもありますし、ぜひともよろしく願いいたします。要望です。

○委員（芝田真代君） 御説明いただきありがとうございます。

すみません、共通部分についてお伺いしたいんですけれども、この環境設定及び構築作業というのは、主に何が入っておりますでしょうか。お答えください。

○指導課長補佐（塚田悠平君） こちらは、ユーザーとして使用する児童生徒の情報の入力、連携であつたりとか、あとは端末側の設定も必要となってきますので、そういったところとなります。

○委員（芝田真代君） ありがとうございます。

ちょっと私、環境という文字が見えたので、W i - F i 環境とかそっちのほうかなと思ったんですけど、そちらのほうではない。もう整っている。お答えください。

○指導課長補佐（塚田悠平君） ネットワークの環境、学校でのW i - F i の環境につきましては、現在もあるのですが、やはりそれを使っていくというのはなかなか今、厳しい状況になってきますので、そちらも別途更新をしていきます。

○委員（芝田真代君） 別途更新ということは、この中には含まれていないで間違いないですか。

○指導課長補佐（塚田悠平君） この契約の中には含まれておりませんので、当然この金額にも含まれておりません。

○委員（芝田真代君） ありがとうございます。

一気に恐らく多数の教室で同じモバイルを使うことになると思うので、ぜひW i - F i 環境や通信ができないことで何かが滞ることのないように整備のほうを早めに、導入を考える前に同時に考えていただけるとうれしいなと思います。要望です。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第13号に対する質疑を打ち切ります。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案第14号、財産の取得（校務支援システム）について、当局の説明を求めます。

○指導課長補佐（塚田悠平君） 議案第14号、財産の取得について御説明いたします。

議案書70、71ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

本議案は、校務を効率的に処理し、教職員の負担を軽減することにより、教職員が児童・生徒と向き合う時間を増加させ、及び教育の質を向上させるための校務支援システムを購入するため提案するものです。

取得する財産についてです。

取得する財産は、校務支援システムの令和7年10月から令和10年3月までの2年6か月の使用权、延べ177ライセンスです。

取得価格は、システム環境の構築費用、データ移行費用も含め7,238万8,800円となります。

取得先は、公募型プロポーザルにより選定したNECフィールドディング株式会社、NECキャピタルソリューション株式会社、株式会社EDUCOMの3者で構成する第2次教育ICT基盤FILLDG・NECAP・EDUCOMコンソーシアムです。

続いて議案資料14ページを御覧ください。

取得する3つのシステムについて、それぞれ機能、ライセンス数及び取得価格を御説明いたします。

1つ目のシステムはC4thです。これは統合型校務支援システムの機能を有します。各小中学校と教育委員会用として、それぞれの年度で20ライセンス、取得価格は3,366万円です。

2つ目のシステムは、スクールWebアシストです。これはホームページ作成システムの機能を有します。各小中学校と教育委員会用として、それぞれの年度で20ライセンス、取得価格は1,320万円です。

3つ目のシステムはHome & Schoolです。これは保護者連絡システムの機能を有します。各小中学校用として、それぞれの年度で19ライセンス、取得価格は783万7,500円です。

そのほかに共通部分として、環境設定及び構築並びにデータ移行作業にかかる費用が1,769万1,300円となります。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案第14号に対する質疑を打ち切ります。

議案第15号、損害賠償の額の決定について、当局の説明を求めます。

○社会福祉課長補佐（小池晋君） 議案第15号、損害賠償の額の決定について御説明いたします。

議案書72ページをお開きください。

提案理由につきまして、令和6年6月14日、四街道市中台587番地1地先国道51号において、職員が公用車で起こした事故について、賠償相手方と協議が整ったため、当該事故に係る損害賠償の額を定めるため提案するものです。

当該事故は、職員が公用車で四街道市内を走行中、3台前を走行していた乗用車が急に停止したことから、2台前を走行していたバンが急停止した乗用車に追突し、そのバンに追突することなく急停止することができた1台前のワゴン車への追突を避けようと、当該公用車が急ブレーキをかけたが、停止することができず追突し、当該ワゴン車を運転していた賠償相手方に、頸椎捻挫、腰椎捻挫等を負わせてしまったものです。

損害賠償額は、人身損害として279万2,330円となります。

賠償額の支払いについては、自動車保険にて対応します。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第15号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

これより議案を一括して採決いたします。

議案第2号、我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、我孫子市ひとり親家庭等の医療費の

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、我孫子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、財産の取得（学習支援ソフトウェア）について、議案第14号、財産の取得（校務支援システム）について、議案第15号、損害賠償の額の決定について、以上議案9件について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立全員と認めます。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時47分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに、教育総務部に対する質問をお願いいたします。

○委員（岩井康君） 私のほうからは、給食の問題について質問をしていきたいと思います。

今年度から給食費が値上げになりました。物価高騰で大変厳しいと。そういう中でのやりくりですから、そういう点ではかなり私どものほうでもいろいろ苦慮しているところであります。ただ、父兄の方々から、大変だというような声が寄せられているんですね。そういう点で、何としてもこのあたりについて解決策はないものかということでもいろいろ資料も探してみました。

そうしましたところ、千葉県議会で、私たちの場合は3月議会と言っていますが、県議会の場合2月議会と言っているんですね。その2月議会で、我孫子選出の今井勝議員が質問しているんですよ。その質問は何かといいますと、いろいろあったんですけども給食の問題も質問しています。

どうということかといいますと、学校給食費の問題、食材高騰に対応せよという言い方で、近年の物価高騰により学校給食の食材の値段も上がり、献立内容の維持が困難な状況と聞くと。食材の物価高騰への対応として、学校給食費の負担軽減を図るべきではないかと、こういう質問をしているんですね。

これに対して、県の教育長が、県教育委員会では、給食の質を維持し、急激な学校給食費の値上げを防ぐため、給食実施の県立学校を対象に、令和7年4月から令和8年3月まで、食材費の高騰

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

分を県が負担する経費を2月補正予算で計上したところです。市町村についても、県と同様に物価高騰対策を実施する国の交付金が措置されることから、情報の提供、個別の相談対応などにより支援を行ってまいります。このように答えられています。

当然、このことについては、市の教育委員会、市の教育担当の方々も把握していると思うんですけども、では、具体的に保護者のほうにどういう形で返っていくのか、このあたりについてのお答えをいただきたいなと思います。

○委員長（内田美恵子君） 暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

○学校教育課長補佐（坂東起子君） 現在、学校給食費のほう1,000円の支援金ということで、保護者の方から学校給食費月額より1,000円減額した状態で……

○委員長（内田美恵子君） マイクをもうちょっと。

○学校教育課長補佐（坂東起子君） 失礼いたしました。

今、給食費の徴収額なんですけど、第1子、第2子のお子様の家庭については月額1,000円を減額して徴収しております。こちらの1,000円の減額について、今、国の交付金を充てるという計画であります。

今後については、幅広く検討していくということで、今、考えております。

○委員（岩井康君） ちょっと答弁の中身がよく聞こえなかったもんですから、私の再質問がうまく合うかどうかちょっと気になるんですけども、実際に、具体的に各保護者のほうに伝えていくのはいつからになるのでしょうか。

○学校教育課長補佐（坂東起子君） 実際に今、今年も実施している1,000円の支援金です。第1子、第2子の保護者に対する学校給食費の徴収金額を1,000円減額すると。こちらのほうに今も充てておりますので、昨年度も実施した同様にこのように交付金を充てさせていただいております。

○委員（岩井康君） そうしますと、先ほど私のほうから県の教育長が答えられた中での2月補正の内容は、実際、我孫子市にも反映されているのでしょうか。

○委員長（内田美恵子君） 暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分開議

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

○副市長（渡辺健成君） 給食費につきましては1子、2子と、あと3子以降。3子以降はもう無償化ということで。そちらについては、県の補助金だったり、国の交付金入っていると思います。

1子、2子につきましても、今年度の給食費の適正な水準がどうするかといったときに、昨年から教育委員会のほうで取り組んでいますけれども、その中で、もう既に国のほうから出ています物価高騰対策の交付金のほうを使わせていただいて、今年も1,000円分はその交付金を使って給食費のほうを保護者負担にならないように既に抑えておりますので、県の2月補正は県立学校の部分の補正と思われますので、直接、そこが市町村のほうの補助金に関与しているかというところ、そこは関与していないというふうに考えております。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

このニュースで読む限りではこういうふうになっているんですよ。

市町村についても県と同様になってきているんですね。その前段で2月補正というのが書かれているんです。ですから時間的な問題で考えますと、これ2月補正でいうと時間的にはつながってくる、近いところにあるのかなと思ったんですけど、そうではないんですね。そうではなくて、もう既に実施をされていたんですね。そこら辺をお聞きします。

○副市長（渡辺健成君） 令和6年度も実施しておりましたし、7年度についてもその予定で交付金を充てるということで、そういう形でもう予算を組んでいますので。実際に県のほうが、もし、2月補正で決まったとなれば、市のほうではとても新年度予算にその部分を反映することは無理でございますので、そちらについては、今井議員が質問されたのは、県独自としてもさらなる助成をどうだというような御趣旨で、恐らく聞いていただいているんじゃないのかなというところなんですけど、県としても財源がありますんで、県立学校のほうは県で見ますけれども、市町村については国から出ている交付金を活用して、同じような措置が図れるんじゃないかというような御答弁をされているんじゃないのかと思いますんで、繰り返しになりますけど、市としましては国の交付金を使って1人1,000円の軽減を図っております。

○委員（江川克哉君） 私のほうからは、小中学校の不審者対策についてお尋ねいたします。

近年、非常に学校に不審者が侵入して、教員が傷つけられたというような事件も発生しております、ちょっと心配なところもあります。

まず、1点目としては、学校内をパトロールしている安全管理員さんというのがいらっしゃると思うんですけれども、それについては我孫子市としては、全小中学校には配置されているんでしょうか。

○学校教育課長（山崎美弥子君） 現在、市内小学校13校になりますけれども、基本的に1校当たり3名のシフト体制でっております。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

新木小につきましては、ちょっと今2名ということで1名欠員ですけれども、そのほかの学校については3名、新木小の欠員分については随時募集ということで継続して募集を行っておりますので、条件の合う方がおりましたら配置に向けて検討していきたいと思っております。

○委員（江川克哉君） 分かりました。じゃ、その3名の方が随時、順番にいろいろ学校を回っているということですね。ありがとうございます。

そうしますと、仮定の話になってしまうんですけれども、もし、不審者が侵入したときの対応の仕方というのはどのようなものがありますでしょうか。

○学校教育課主幹（齊藤優君） 各学校のほうで、まず、安全管理員の方が発見したときには、笛等、大声を出すなどして職員を呼んでというふうな形を取っています。それで、職員が集まって、今度はそこから職員室等に伝えて、そこから警察等にどんどん連絡をしていくというふうな形を各校でとっています。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

そうしますと、職員とおっしゃいましたが、教員がメインだと思うんですけれども、そういったときに備えて何か訓練というか、そういったものというのは行っておりますでしょうか。

○学校教育課主幹（齊藤優君） 各学校によって違うのですが、子どもを含めた避難訓練を毎年やっている学校や、隔年とかでやっている学校もありますし、警察を呼んで職員研修のほうで実際にやっている学校もあります。

○委員（江川克哉君） すみません。学校によってということなんですけれども、要望なんですけれども、できるだけ全校で、いろんな事情はあるかとは思いますが、万が一のときに備えて、ぜひ、全校でそういった研修をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。答弁、結構です。

○委員（芝田真代君） すみません。一般質問のほうで禁煙対策について、受動喫煙なども含め発言させていただいたのですが、現在、児童生徒や保護者を含め、禁煙の要望や喫煙を避けたほうがよいと思われる場所、あと声が上がっている箇所などがありますでしょうか。

○教育長（丸智彦君） 答弁の中でもお答えしたと思うんですけれども、取りあえず学校行事が終わった後に、お気づきの点があればお書きくださいというようなアンケートを出しております。その中であったのが、やはり喫煙場所、喫煙をしている人がいるということが書かれているところがありました。あとはやはり、本来、ここで喫煙しちゃいけないというふうに言われているのに、どうしてとか、そういった内容のことがありました。そのことに関しては、再度、保護者向けにもう一度、学校内は禁煙ですよと、敷地外に関しても周りの施設に迷惑をかけないような形にしてほしいというような通知は出しているところです。

○委員（芝田真代君） ありがとうございます。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ぜひ、細やかな場所についても後ほどお伺いしたいので、また、伺いに上がります。

もう一点、こちら禁煙対策についてなんですが、児童生徒自らが発信できるような、例えば受動喫煙、先ほど学校でシール形式のアンケートを児童生徒に対して行っているというのを伺ったんですけれども、そちらに関しても例えば受動喫煙であったり、例えばたばこに対してどう思うから始めてもいいと思うんです。何かしらアンケートを取ったり、また、ポスターコンクール等でも受動喫煙に対して啓発ができる方法が模索できないかなということをちょっと提案させていただきたいです。

○教育長（丸智彦君） 小学校5年生から中学校3年生までは、もう喫煙等の行為は健康を損なう原因となりますよということを保健の学習で学んでいます。ですから、受動喫煙のことについてもやはり学びますので、もうそういうことを学んでいるわけなので、あえてそこでアンケート云々というのは今のところは考えておりません。

○委員（芝田真代君） 授業の中で統一されているという見解でお間違いないでしょうか。

（教育長「はい」と呼ぶ）

○委員（芝田真代君） ありがとうございます。

特にポスターコンクールとかそういういったような掲示でしたり、そういったことでの行動というのは特に今は考えていないという感じでよろしいですか。

○教育長（丸智彦君） 生徒会とか児童会の中で自発的にそういうポスターの掲示とかあれば、そういうのはやと思いますけれども、今のところそういったものを、世界保健機関の中ではそういうのが一つあったかなと思うんですけれども、子どもたちが自由に取り組めるような形にはなっているかなというふうに思います。

今のところ、それをあえて積極的にこういうふうにやりましょうということは考えていないです。

○委員（岩井康君） 引き続き、給食の問題なんですけれども。

もう皆さんも御存じかと思いますけれども、テレビとか新聞で報道されていますよね。空揚げ1個。空揚げ1個の報道ですね。これですけどね。「少なすぎ？」ってなっています。朝日新聞の6月13日付ですけれども。

よく読んで言いますと、栄養的には、カロリーの的にはちゃんとクリアしているんですね。だから、そこでは問題ないんだけど、見た感じがね、1個だけでしょ。それでね、実は大きさも2個分なんですって、これ読むとね。ただ、問題は、ここで書いてあるのは、盛り付けも食欲に関するんだと、こういうふうになっているんで、我孫子の場合はいわゆる自校調理だからそういうのもないだろうし、非常に自慢できる給食なんだろうと思っています。僕も食べましたから。

そういう点では、こういったことなんか子どもたちにも、非常に小さいときから、子どものときからそういうのがあると、印象に残っていくのではないかとというんでここに書いてありますので、

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

そういうことも含めて、いろいろ工夫されていると思うんですけども、引き続き、皆さん給食担当だけでなくして、教職全体でこの問題を含めて頑張っていただきたいと、あえて応援のあれです。ということでよろしくお願いします。答弁はいいです。

○委員（芝田真代君） 平和事業についてです。

広島への派遣中学生の選考基準等を教えてください。

○指導課長（鈴木美枝君） 選考基準は各学校に任せておりまして、場合によっては生徒会の中で話し合ったりとか、あとは公募という形で全学年に知らせたりとか、そういった形を取っております。

○委員（芝田真代君） 子どもたちが決めるパターンもあるという認識でよろしかったですか。

○教育長（丸智彦君） とにかく平和に関して興味がある、ぜひ行きたい、これは子どもの一番の意思を尊重しているというところです。

○委員（芝田真代君） ちょっと前年度に体調がすぐれなくなってしまった生徒が出たということもお伺いしましたので、何ていうんでしょう、もちろん、無理もさせてもいけないですし、その意思もしっかり尊重した上で決定していただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長（丸智彦君） 昨年度、とにかく広島は暑いので、ある子がやはり、熱中症じゃないんですけども、その中で飲み物をいっぱい入れていたんです。500のペットボトルが3本入っていたというところがあって、これは1本でいいよねと。なくなったら買うようにしようと。そう言ったところ、そこまでちょっと中身をよく見なかったもんですから、その辺のことも今回からは子どもたちにも伝えていきたいなと思っています。無理はさせないようにします。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午前11時09分休憩

午前11時12分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

次に、生涯学習部に対する質問をお願いします。

○委員（江川克哉君） 鳥の博物館について質問させていただきます。

まず、出なければ後でいいんですけども、1年間の令和6年度の入場者数はどのぐらいになりますでしょうか。

○鳥の博物館長補佐（木村亜由美君） 令和6年度の鳥の博物館の入館者数は2万5,881名です。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（江川克哉君）　ありがとうございます。

ホームページを見させていただきましたら、様々なイベントが行われているようなのですが、いつも定員が20名とか30名とかなんですけども、定員はいつもオーバーするとか、抽せんになるような感じでしょうか。

○鳥の博物館長補佐（木村亜由美君）　イベントの内容によって事前申込みですとか当日申込みがあるんですけども、申込み者数は定員を超えることがあります、実際に参加していただく方の定員を超えることはなくて実施しています。

抽せんになるということではなくて、その状況を見ながら1名、2名のオーバーであれば、受け入れをさせていただいて御案内している状況です。

○委員（江川克哉君）　おおむね定員どおりということなんですけれども、もし、定員を大幅にオーバーしているのであれば定員の見直しなどを提案しようと思ったんですけど、ほぼ定員どおりということで、引き続き、やっていただきたいと思います。

入場者数についても、やはり日本で唯一の鳥専門の博物館ですので、かなり人数は多いんだなというふうに思いました。

ぜひとも、そういったイベントをどんどん工夫していただいて、特にお父さんと子どもたちが楽しめるような、そういったイベントをぜひたくさん行っていただいて、入場者数を入館者数というんですかね、より確保していただきたいと思いますので、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○鳥の博物館長（大山絢子君）　鳥の博物館ではワークショップや自然観察会などを定期的を実施しておりまして、そちらにつきましては親子での参加も多くいただいております。

○委員（江川克哉君）　引き続き、いろいろ工夫していただいて、たくさん人が来てもらえるような御努力をよろしくお願いします。答弁、結構です。

○委員（甲斐俊光君）　私は、市政一般報告にもありました現在のそよかぜ号より小さい移動図書館ができるということで、非常に楽しみにしております。ホームページなどを見ますと、現在16ステーションで動かれているようですけれども、今回、小さい図書館で機動力を生かして、広く、より細やかに動くのかなと思うんですけど、ほかに市内のステーションなど何か考えられているところはあるのでしょうか。

○図書館長補佐（星美代君）　ミニ移動図書館のほうにつきましては、固定のステーションというのは予定しておらず、例えば子ども会さんのイベントですとか、学校のバザーなどのイベントですとか、あとは高野山小学校さんだけ、今、大きい図書館車で行けていないので、そちらだけは固定で伺おうかなと思っているんですが、なるべく子どもが集まるところに読書の楽しみを届けようということを念頭に置きまして、予定をいただいてから伺うような形で運行しようと考えております。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（甲斐俊光君）　ありがとうございます。

私も去年もたしか産業まつりでそよかぜ号さんが来ていて、私、そこで本も借りて、子どももこんなところで本が借りられるってすごい喜んでいましたので、各種市内にたくさんお祭りなどもありますので、ぜひとも回っていただきたいなと思うんです。

やっぱり図書館だとか本屋というのは、新たな出会い、新たな知識の発見だとかに非常に役立つので、子どものよい思い出になります。しかも、図書館じゃなくて、こんなところで借りられるんだというちょっとした何か楽しみが、あの狭い中であるので、ぜひともいろんなところに行っていたきたいなと思っております。

そして、現在、そよかぜ号という名前なんですけど、名前などはどのように考えていらっしゃいますか。

○図書館長補佐（星美代君）　新しいミニ移動図書館のほうは、めるへん号という名前で運行予定になっています。政策の説明などでもさせていただいているんですが、めるへん文庫基金を活用させていただく予定ですので、めるへん文庫の意義などもお伝えしながら運行できればと思って、めるへん号の名前で運行する予定となっています。

○委員（甲斐俊光君）　ありがとうございます。また、先ほどのステーションに戻るんですけれども、大体、そよかぜ号を今見ましたら、ほとんど毎日のように運行されているんですけれど、小さなめるへん号は、イベントとかいいますと土日を中心になるかと思うんですけれども、平日は保育園だとか幼稚園だとかを中心に回るということでよろしいでしょうか。

○図書館長補佐（星美代君）　はい、おっしゃるとおりです。その予定で、保育園や幼稚園のほうに要望を募って運行する予定であります。

○委員（甲斐俊光君）　ありがとうございます。

最後に要望なんですけれども、天王台地区って図書館がないんですよ。湖北台にあって、布佐にもありますけれども。ぜひとも、天王台地区も、本が好きな子どもたちも非常に多いので、細かく回っていただけると、本好きな子どもも増えていいんじゃないかなと思いますので、ぜひ、よろしく願いいたします。以上です。要望です。

○委員（岩井康君）　私のほうからは、この間、何度か質問をし、また、要望をしてきたんですけれども、学芸員の問題です。学芸員が、なるべく増やしてほしいと。近隣市に比べて我孫子市はそういう条件がそろっていると。ほかに比べてはるかに違うというふうに私は思っているんです。そういう点では、この学芸員の力を発揮して、そして、我孫子市にどんどん来てもらうということが必要なんだろう。

聞くとところによりますと、旧井上家住宅のところで頑張っている方が、非常に優秀な方がいるらしいんですね。そういった方は、そういったところだけでなく、ほかのところにも学芸員を配置

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

してお願いをしたいということで、この間、例えば数年の間に学芸員は増えたんでしょうか。それともそうでないんでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） この数年で言いますと、嘱託、いわゆる会計年度でいた学芸員を正規職員という形で雇用をいたしまして、例えば白樺文学館でありますとか特定の施設だけではなく、市のほかの施設、文化財施設でありますとか、市史編さん事業ですとか、そういったところに加わるよう強化しているところであります。

○委員（岩井康君） 増えたんですか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 1名増をしているところです。

○委員（岩井康君） 1名増ではちょっと少ないんじゃないんでしょうかね。このあたりはいかがでしょう。トップのほうから、ぜひ、何とかしてくださいよ、人数を。よろしくお願いします。

○教育長（丸智彦君） 今後必要があれば、必ずこれは増やしていきたいなというふうに思っています。実際に今の学芸員、また、学芸員のような形の行政の職員なんですけれども、学芸員と同じような形で動いている職員もおりますので、その辺の職員と相談しながら決めていきたいなと思っています。

いずれにしても、市民の憩いの場となるような形で仕事のほうはしなくちゃいけませんので、その辺十分、少ないと言われたいような形で考えていきたいと思います。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時25分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

次に、健康福祉部に対する質問に入ります。

○委員（江川克哉君） すみません。つつじ荘と閉館した西部福祉センターに関連して質問させていただきます。

まず、西部福祉センターが閉館するときに、直通のバスを運転するというようなお話を伺ったんですけれども、現状についてお示してください。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） つつじ荘へ統合後の4月の直通バスの利用状況については、1日5往復、運行しています。4月分ですけれども、延べ利用者数は1,160人になっております。1日当たりになりますと約50人というふうになっています。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（江川克哉君）　ありがとうございます。

そうしますと、統合する前につつじ荘にずっと来られていた方と、西部福祉センターにずっといらした方がいると思うんですけれども、大体の前年度比というか、どのぐらいの方が西部福祉センターからつつじ荘に移動しているような感じでしょうか。この1日50名が丸々そんな感じですかね。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君）　西部福祉センターで、令和6年度、1度でも使ったことのある方は298名いらっしゃいます。西部福祉センターのカードを持っていて、つつじ荘へ来館した方につきまして、4月については128名の方がいらっしゃっております。大体43%ぐらいの方が移行されたかなと考えております。

○委員（江川克哉君）　分かりました。じゃ、西部福祉センターを御利用されていた方が全員つつじ荘に来ているわけではなくて、若干人数が減っているという現状ですね。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君）　ただ、こちらも4月分の統計だけですので、今後、徐々に増やしていけばいいかなと考えております。

○委員（江川克哉君）　ありがとうございます。

あと統合した後に、実際に運営してみて検討するっておっしゃっていた更衣室が狭いという問題については、どのような状態でしょうか、今。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君）　つつじ荘へ統合後、更衣室の関係なんですけれども、つつじ荘の窓口で更衣室が狭いとおっしゃっていただいた方はごく少数の方です。つつじ荘の職員が、更衣室を広くするのは建物の構造上大規模な工事を行わなければならない、非常に難しい旨を説明しましたところ御理解していただいたということです。

また、混み合う時間帯はあるんですけれども、利用者の皆さんに時間帯をずらせばすいているという旨を御説明し、御協力していただいている次第です。

なお、更衣室の床なんですけれども、5月27日に張り替えをいたしまして、明るくきれいになったということで好評となっております。

○委員（江川克哉君）　つつじ荘を非常に楽しみにしていらっしゃる御高齢者の方がたくさんいますので、ぜひ、手厚く使えるような形を維持していただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。要望です。答弁、結構です。

○委員（芝田真代君）　国保年金課の受付に対してなんですけれども、ちょっと国保年金課の受付のところに、今、大きなコピー用紙を4枚つなぎ合わせたような掲示物がありまして、その掲示物は分割納付を考えている皆様へという内容です。その中で、四角く囲われている部分に書いてある文言が、督促状、差押え、滞納金、滞納処分といったような、受け手が見てすごく心が痛くなるような文言が並べられているように私は感じました。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

前からあの掲示物を貼られていたと思うんですけども、大きくした経緯、そして、その文言を四角で囲った経緯などが詳しく分かる方いらっしゃいましたらお伝えいただけますか。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 分割納付を希望される方ということで、国保の窓口に掲示してあるものだと思うんですけど、こちらについては税の公平性を保つために注意喚起として掲示しているものになります。それで、分割納付については、何らかの事情により保険税の納付が困難な方については納税相談を行い、収入状況や生活状況を十分に考慮した上で、改めて納付期限を設定し、納付計画に基づいて納付していただいております。相談の内容によっては、福祉のほうに相談を持ちかけ、細やかな対応を心がけています。

また、分納誓約をした場合、不利益部分については必ず説明を心がけております。内容については、国保の窓口に掲示してあるものを使って市民の方へ説明をしております。

内容についての御質問だったと思うんですが、分割中でも新たに発生した納期がありますので、そちらの分については督促状が出ますよということを改めて周知しています。

2点目に、分割計画をすることで、本来の納期限を過ぎておりますので、その延滞金が発生するということです。

3番目に、滞納処分ということで書いてあるかと思うんですけど、担税力があるにもかかわらず分納をした場合や、分納を不履行とした場合には、不本意ではありますが、滞納処分を執行いたしますので、分割中でも財産調査を行いますということを掲げて貼り出しているということです。

○委員（芝田真代君） まず、この件なんですけれども、隣の掲示物には相談に応じますと書いてあるんですね。本来であれば、この3年間連続で国保の料金が値上がりしている中で、市民の方たちは、本当であれば相談をしたいけれども、この文言が目に入ることによって、払わなきゃ、支払わなきゃという気持ちが強くなるのは当然だと思うんですけども、やはり、まず初めに相談をしますよということを前提に、市民の方には投げかけるべきなんじゃないかなって思うんです。

確かに税の公平性という意味では、その訴えは正しいのかもしれませんが、年金暮らしで、ましてや今、免許返納されている高齢者がすごく増えていて、その中で、今、あびバスしか支援してもらえないんですね、免許を返納した方でバスの割引が利くのは、あびバスだけなんですね。なので、往復の交通費を持って、生活が苦しくなっても年金を払わなきゃいけないと思って、お金を持って市役所までわざわざ足を運んで、あの文章を見るのはとても心苦しいと思います。

実はこの話は市民の方から聞いた話です。できることならば掲示物を剥がしてほしいと訴えがありました。なので、ぜひ、考えていただけるとありがたいです。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 国保税ということで、やはり税ですので、その辺は周知しないと、逆に不利益なものを掲示しなくてはならないというのもありますので、一応、課の中で掲示物の内容をもう一度精査して、当然、市民に周知しなくちゃいけない部分については、当然窓口へ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

来た場合にはパンフレットのみにするものなのか、やはり9割以上の方が納税は納期内にきちんとお支払いしているというところもありますので、我孫子市は税は正しくやっていますよというところの観点もありますので、その辺は内容をもう一度周知して、見直させていただきたいと考えております。

○委員（芝田真代君） 北風と太陽の話ではないですけども、払いに来た人の気持ちが縮こまらないように、相談に応じるのであれば、しっかりとその旨も同じような大きさに掲示していただきたいと思います。御答弁、結構です。

○委員（岩井康君） いろいろあるんですけども、そのうちのマイナ保険証の問題なんですね。

これが今年度の更新が2,780万枚が更新するというふうに報道されています。特に有効期限切れによる受診トラブルが発生していると、こういう報道なんですね。そうなりますと、電子証明書の更新を迎えるマイナンバーカードがかなり増える中で、実際にこの期限切れのトラブル等々が起きていく、これは全国的な問題ですから、こういったことは我孫子でも起きるんだろうと思うんですね。こういった点についてどのように受け止めていらっしゃるか、この辺について伺いたしたいと思います。

○国保年金課長（野口秀郎君） こちらは、マイナンバーカードの電子証明書の期限切れ、こちらは確かにあります。こちらにつきましては、期限切れがあるということ、あと更新が必要であることを、これからも国保のほうからお知らせしていきたいと思っております。

○委員（岩井康君） 期限切れの二、三か月前に、対象者にそういった通知なりを送るというふうになっているのではないのでしょうか。このあたりはどうなのでしょう。

○国保年金課長（野口秀郎君） こちら、今、言われたとおり、期限切れの二、三か月前でしょうか、対象者本人宛てに通知が行くということで、こちらの市民課のほうで行っていることになるんですが、通知が行くことになっております。

○委員（岩井康君） その結果として、この対応といいますか、保険者本人が実際にはそのあたりについては対応されているんですか、実際、行われているんですか。

○国保年金課長（野口秀郎君） 期限切れにつきましては、市民課さんのほうにいつてしまいますので、国保のほうではその対応をどのくらいしているとか、そういったことは分からないんですけども、それなりに各自というか、手続はいただいているものと思っております。

○委員（芝田真代君） たばこの案件で質問させていただきます。

2つ前の所管より健康を著しく害すると、小学校5年生の頃から今の子どもたちは、たばこは体によくないと指導されており、私たちの世代の認識とは大きくかけ離れています。例えばですが、禁煙外来や禁煙を促す啓発活動は、今後、どのように考えておりますでしょうか。

○健康づくり支援課長補佐（村田真友美君） 従前から禁煙に関しての啓発というのは、私どもの

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ほうでも主に成人の方向けになってしまうんですけども、行わせていただいております。

様々な健診の受診券などをお送りする際の同封物で、喫煙による害であるとか、受動喫煙あるいは禁煙を希望する方向けの禁煙外来についての記事を載せたり、ホームページのほうなどでも御案内、あるいは毎年、月ごとに行っています保健センターだよりという情報発信しているようなものなどに関しましても、喫煙の対策というところで情報を提供しておりますので、今後も引き続き、同様に続けていきたいと考えております。

○委員（芝田真代君） 禁煙を望んでいる方からしてみれば、今の活動や行動というのはとてもよいものだと思われ、受け止められるかもしれませんが、喫煙をしている方がそれをどのように受け止めるか。それで喫煙者が恐らく減ると思われて、そのような活動をしていただいていると思うのですが、たばこを吸ってらっしゃる方というのは、たばこがないと生産性がないですとか、どうしても一本だけという誘惑に負けてしまうというようなケースが多く見受けられると話に聞いております。

ぜひ、啓発活動、ただ、啓発しているという概念にとらわれなくて、伝わる啓発を考えていただきたいと思います。もし、今の段階で喫煙者に対するさらなる啓発がありましたらお答えください。

○健康づくり支援課長補佐（村田真友美君） なかなか喫煙している方だけをピックアップして接点を持つというのが私どもも難しいので、もちろん、特定健診や長寿健診などの質問項目などには含まれておりますので、そういったところでコメントを、喫煙していますよとか、禁煙を希望したいですなんてお話があった場合には、医療機関などとも連携して情報提供していくという形になるかと思います。

また、おっしゃるとおり、やめたくない、吸っていらっしゃる方に情報を届けるのって本当に難しいと思うんですけども、今までは結構、紙媒体が多かったんですが、やはり様々なSNSなどを使って、ちょっとしたときにも目に触れていただいて、そこに禁煙を希望するようなお気持ちがありあつたら、こういうサポートがありますよというものを併せて掲載を続けていくというところで予定しております。

○委員（芝田真代君） ありがとうございます。ぜひ、その外来や医療につなげていただける啓発活動を望んでおります。御回答、ありがとうございます。

○委員（島田安子君） 議案の中で重度障害者の医療費について、受給者の利便性の向上でマイナンバーカード、医療機関の窓口に提示するというようなことでの話をいただいたんですが、その際に、今、マイナンバーカードだけでできる医療機関でなくて、受給者証というかそういうことでの機関と両方あるというお話でした。その中で保険医療機関で、これマイナンバーカードが使用できるところの医療機関、先ほど御答弁いただいたんですけど、ちょっともう一回確認ですが、病院としては2つと、歯医者さんで9医療機関、薬局で7薬局というようなことで間違いなかったでしょうか。すみません。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） 今、おっしゃっていただいた数字で、現時点で把握している数字は間違いありません。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。すみません確認で。

そうしますと、例えばこの2医療機関というのはどちらになるのでしょうか。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） 医療機関につきましては、まず、アビコ外科整形外科病院、こやの皮膚科。歯科につきましては、小川歯科クリニック、浅海歯科医院、いずみ歯科、いとう歯科クリニック、石川歯科医院、内藤歯科医院、根本歯科医院、なかむら歯科、わかば歯科クリニック。調剤薬局につきましては、柴崎薬局、みずき薬局天王台店、さくら薬局新木店、しらかば薬局、あびこ本町薬局、クオール薬局天王台店、薬局スマレ湖北台店となっておりまして、我孫子市のホームページ上で、現在、公開しております。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

病院におきましては、こやの皮膚科さんとアビコ外科整形外科病院さんということでしたけれども、例えばこの対象者の方たちからのマイナンバーカードを使える病院を増やしていったらいいとか、そういうことは、これは病院になるんだと思うんですけども、そういったことへの働きかけとかはいかがでございましょうか。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） 現在、利用者さんの方からの働きかけという御意見はちょうどいいしてありません。こちらにつきましては、国が進める地方単独医療費助成制度に関する電子資格確認事業に基づき、全国の自治体で同様の取組が進められておりますが、本市は先行実施団体として取り組むことで事例を積み重ね、他市町村の参考となるように努めております。

現在、他市での事例もさほどないというところで、利用者さんの認知度も低いところから、御意見がいただけていないのかと思いますが、こちらは当市のほうでも周知活動を積極的に行っていきたいと思っております。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

先行実施団体ということですので、また、お声等ありましたら聞かせていただきたいと思います。御答弁結構です。ありがとうございます。

○委員長（内田美恵子君） 暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時47分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

○委員（岩井康君） それでは私のほうからは生活保護の問題について伺います。

私が議員になった最初のときに、生活保護申請用紙を西別館の2階のラックに置いてもらいまし

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

た。それまでは置いてなかったものですから、目に見えるところ、市民の皆さんが見えるところに置いてくれという要望を本会議でもしまして、そのときは54市町村のうちどこもやってなかったんですね。我孫子市がトップでした、そこで。

ところが今、これは成田市のチラシですけれども、それから、これが相模原市のです。これは野洲市。こういった幾つもチラシを配ったり、ポスターを貼ったりとかして、札幌市はポスターを作っています。市民の皆さんにいわゆる啓発をしているんですね。

我孫子市の場合、先行していたわけですから、もっと市民の皆さんに知らせてほしいということで、こういったチラシ等を、この間、やられたでしょうか。その点まずお伺いしたいと思います。

○社会福祉課長補佐（小池晋君） 生活保護のしおりのほうは以前より用意してありました。内容がやはりかなり具体的に、量も多かったもので、一応、見やすいような形で簡略版というか、そういった形で生活保護のチラシというか案内を、現在、そういったものを使用しております。

また、生活困窮者の相談においても、こういった相談ができるかというところは、チラシのほうは作成して、相談のたびにお渡しさせていただいているというようなところです。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

私が伺いたいのは、チラシを作った、そのものをできれば、経費はかかりますけれども、全戸配布とかね、自治会を通じてとかね、そういった方法で市民の皆さんにあまねく知っていただくということが必要なんじゃないかというふうに思うんですね。これなんかは全戸配布なんですよ、こういうのはね。こういったことなども含めて知らせていって、例えば京都府京丹後市のところでは、約5万1,900のチラシを配布をしていると。こういったことが実際に出ています。ですから、なかなか知っているようで知らない部分というのは随分ありますからね。こういったところでは、今、答弁があったように、分かりやすく作ってもらうことは大事ですけど、それを知らせること、これをぜひ我孫子市でもやっていただけないでしょうか。予算組みをした上で、ぜひ、そういうことを強めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○社会福祉課長（小池斉君） 生活保護制度につきましては、生活困窮のある方に対して我々のほうも相談、支援、生活保護になる前の段階の方についても相談を受けまして、様々な生活状況の改善など取り組んでいるところではございます。

今、委員がおっしゃられたように、チラシなど配布に予算がどうしてもかかる場所がありますので、なるべく経費がかからずに周知できるような形で、ホームページだとか、あとSNSのほうも我孫子市のほうは最近浸透してきましたので、そういったところの活用なども検討していきたいと考えております。

それから生活保護になる一手手前の段階の方もたくさんいらっしゃいますので、そういった方々の家計を改善していく家計改善支援事業というのを今年度から取り組んでおりますので、その辺に

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

つきまして、その方のお金の使い方を見直しをすべき方もたくさんいらっしゃいますので、そういった方々の手助けができるようなところで、現在、チラシを、その辺のほうを作っているところですので、そちらのほうも併せて広げていきたいと考えております。

○委員長（内田美恵子君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 52 分休憩

午前 11 時 53 分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないようですので所管事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 54 分散会